

公害防止管理者等の届出について

令和3年2月

千葉市環境局環境保全部環境保全課

目 次

1. 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」について.....	1
2. 特定工場について.....	1
3. 公害防止組織について.....	3
4. 公害防止管理者等の選任及び届出の方法について.....	4
5. 記載例.....	5

1. 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」について

この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的としています。法律に定める業種であり、法律に定める施設を持つ工場（特定工場）を設置する事業者は、その施設の区分（種類、規模及び従業員数）により、公害防止管理者、公害防止主任管理者及び公害防止統括者並びにこれらの代理者を選任することが義務付けられています。

2. 特定工場について

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」において公害防止管理者等の選任が義務付けられている工場を「特定工場」といいます。これを法律では次のように定めています。

(1) 対象となる業種は事業内容が、

1. 製造業（物品の加工業を含む）
2. 電気供給業
3. ガス供給業
4. 熱供給業

のいずれかに属していること。

(2) 対象となる工場は(1)の業種に属する工場であって、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める次のいずれかの施設を設置している工場です。

1. ばい煙発生施設
2. 特定粉じん発生施設
3. 一般粉じん発生施設
4. 汚水排出施設
5. 騒音発生施設
6. 振動発生施設
7. ダイオキシン類発生施設

詳細は次ページの表を参照してください。

下表はどんな施設がどの公害防止管理者を必要とするかを示すものです。

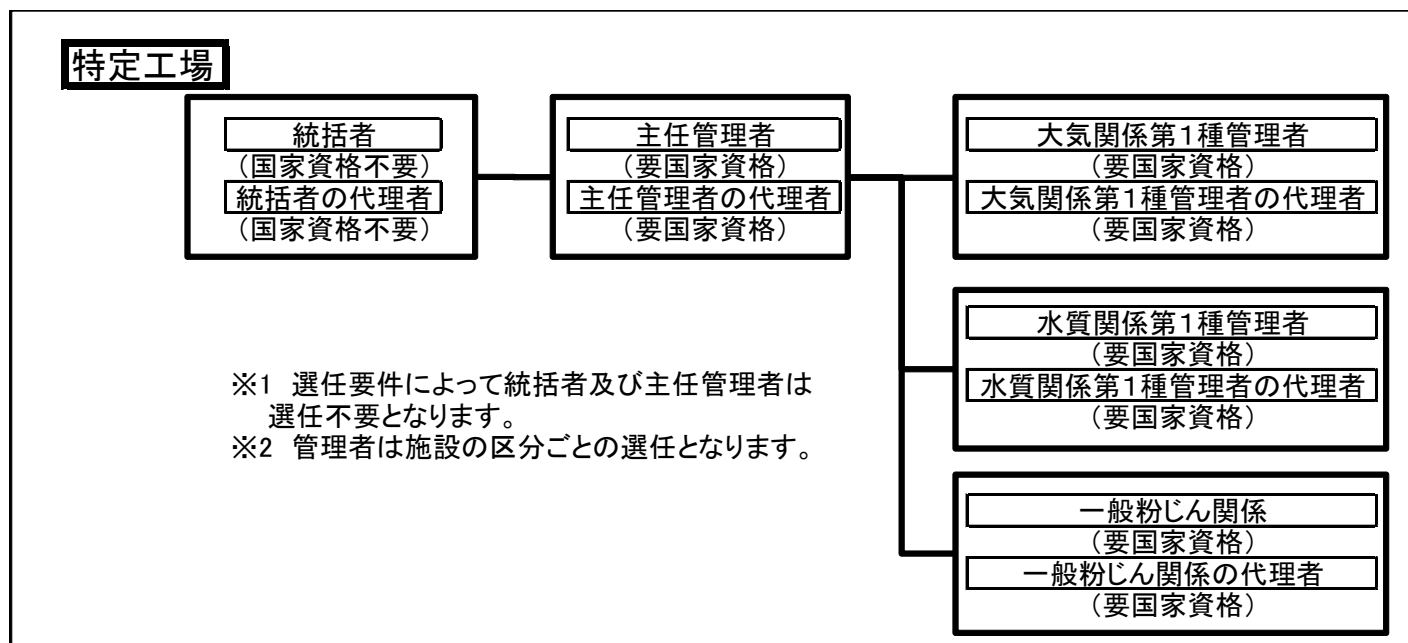
公害発生施設の区分		選任する公害防止管理者の種類	必要な資格者の種類
ばい煙発生施設	大気汚染防止法施行令別表第一の九の項に掲げるばい煙発生施設(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。)又は十四の項から二十六の項までに掲げるばい煙発生施設	排出ガス量が40,000N m^3 /h以上の工場に設置されるもの	大気関係第1種
		排出ガス量が40,000N m^3 /h未満の工場に設置されるもの	大気関係第2種
	上記に掲げる以外のばい煙発生施設	排出ガス量が40,000N m^3 /h以上の工場に設置されるもの	大気関係第3種
		排出ガス量が10,000N m^3 /h以上40,000N m^3 /h未満の工場に設置されるもの	大気関係第4種
汚水等排出施設	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第一に掲げる汚水等排出施設	排水量が10,000 m^3 /d以上の工場に設置されるもの	水質関係第1種
		排水量が10,000 m^3 /d未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの	水質関係第2種
	同法施行令第三条に掲げる汚水等排出施設のうち、上記に掲げる施設以外の汚水等排出施設	排水量が10,000 m^3 /d以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種
		排水量が1,000 m^3 /d以上10,000 m^3 /d未満の工場に設置されるもの	水質関係第4種
騒音発生施設 (ただし、工場が騒音規制法第3条第1項により指定された地域内にあるもの)	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上	騒音・振動関係
	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー	
特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第二の二に掲げるすべての施設	特定粉じん関係	大気関係第1種、第2種、第3種、第4種又は特定粉じん関係
一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第二に掲げるすべての施設	一般粉じん関係	大気関係第1種、第2種、第3種、第4種、特定粉じん関係又は一般粉じん関係
振動発生施設 (ただし、工場が振動規制法第3条第1項により指定された地域内にあるもの)	液圧プレス (矯正プレスを除く)	呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上	騒音・振動関係
	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上	
	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー	
ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号、同別表第2の第1号から第14号に掲げる施設	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係

3. 公害防止組織について

法律が定める公害防止組織は、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びこれらの代理者（上記の者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者）で構成されています。それぞれの選任要件及び職務は下表のとおりとなります。

	選任要件	必要な資格	職務内容
公害防止統括者及びその代理者	事業者が常時使用する従業員を合計すると21人以上になる場合 ※事業者が使用する従業員のうち個々の工場に配置されている従業員の数ではない。	不要	工場の公害防止に関する業務を統括・管理 ※工場長等を想定
公害防止主任管理者及びその代理者	排出ガス量が40,000Nm ³ /h以上、かつ排水量が10,000m ³ /d以上の工場にばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置される工場において選任	(1)公害防止主任管理者有資格者 (2)大気関係第1種もしくは第3種の有資格者であり、かつ、水質関係第1種もしくは第3種の有資格者である者	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮 ※部長及び課長等を想定
公害防止管理者及びその代理者	施設の区分ごとに選任 ※詳細は前ページ参照	施設の区分ごとの有資格者 ※詳細は前ページ参照	公害発生施設又は公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う ※施設の直接の責任者を想定

公害防止組織の一例を下図に示します。



4. 公害防止管理者等の選任及び届出の方法について

届出は所定の様式に記入し、必要な書類を添付して2部（1部は写し）提出してください。

区分	選任時期	届出期間	備考
公害防止統括者 及びその代理者	選任すべき事由が 発生した日から30日以内	選任した日から30日以内	※詳細は記載例参照
公害防止主任管理者 及びその代理者	選任すべき事由が 発生した日から60日以内	選任した日から30日以内	資格を有する者である旨 を証する書類を添付 ※詳細は記載例参照
公害防止管理者 及びその代理者	選任すべき事由が 発生した日から60日以内	選任した日から30日以内	資格を有する者である旨 を証する書類を添付 ※詳細は記載例参照

届出様式は市のホームページからもダウンロードできます。

[千葉県：公害防止管理者等届出様式ダウンロードページ](#)

次ページから記載例を掲載しております。

なお、新たに特定工場に該当し、公害防止管理者等の選任を行う事業者につきましては、恐れ入りますが届出前に予めご相談ください。

また、届出者が代表権を持たない工場長等である場合は、代表権所有者（代表取締役等）からの委任状を合わせて提出してください。

届出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 環境局 環境保全部 環境保全課 環境影響評価班

電話番号 043-245-5185

FAX番号 043-245-5553

記載例

様式第一(第四条関係)

公害防止統括者(公害防止統括者の代理者) 選任、~~死亡~~・解任届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉市長 熊谷 俊人 様

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇番地

届出者 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	〇〇株式会社〇〇工場		※整理番号	
特定工場の所在地	千葉市〇〇区〇〇町〇番地		※受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数	50人		※特定工場の番号	
選任年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		※備考	
公害防止統括者 〔公害防止統括者の代理者〕	職名	〇〇工場工場長 〇〇 〇〇		
	氏名			
選任の事由	人事異動のため			
(死亡・解任)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		※備考	
公害防止統括者 〔公害防止統括者の代理者〕	職名	〇〇工場工場長 〇〇 〇〇		
	氏名			
解任の事由	人事異動のため			

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

記載例

様式第二(第七条関係)

公害防止管理者(公害防止管理者の代理者) 選任、~~死亡~~・解任届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉市長 熊谷 俊人 様

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇番地

届出者 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	〇〇株式会社〇〇工場		※整理番号	
特定工場の所在地	千葉市〇〇区〇〇町〇番地		※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	〇〇,〇〇〇N m ³ /h	※特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種類	別紙のとおり。	※備考	
水質関係	排出水量			
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の種類			
騒音関係	騒音発生施設の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類			
振動関係	振動発生施設の種類			
公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者) 大気関係第3種	選任年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	職名	環境管理課 〇〇係長		
	氏名	〇〇 〇〇		
	担任業務の範囲	大気関係公害防止業務全般		
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			
選任の事由	人事異動のため			
公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者) の代理者 大気関係第3種	(死亡 ・解任)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	職名	環境管理課 〇〇係長		
	氏名	〇〇 〇〇		
	担任業務の範囲	大気関係公害防止業務全般		
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			
解任の事由	人事異動のため			

備考

- 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- ※印の欄は記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

記載例

【別紙】

ばい煙発生施設の種類

特定工場の名称 〇〇株式会社〇〇工場

	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質 発生施設	1	化学製品の製造の用に 供する塩素反応施設	19	塩素換算 〇〇〇kg/h	化学品の製造
	2				
	3				
有害物質 発生施設 以外の施 設	1	ボイラー	1	燃料の燃焼能力 〇〇〇L/h	工場熱源
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				

注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。

注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。

注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。

注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。(以上 昭和52年7月18日 52立局第436号通知より)

注5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

記載例

様式第三(第九条関係)

公害防止主任管理者(公害防止主任管理者の代理者) 選任、~~死亡~~・解任届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉市長 熊谷 俊人 様

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇番地
届出者 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場	※整理番号	
特定工場の所在地	千葉市〇〇区 〇〇町〇番地	※受理年月日	年 月 日
排出ガス量	〇〇,〇〇〇N m ³ /h	※特定工場の番号	
排出水量	〇〇,〇〇〇m ³ /d	※備考	
選任年月日	令和〇〇年 〇〇月〇〇日		
公害防止主任管理者 〔公害防止主任管 理者の代理者〕	職名 環境管理部長 〇〇 〇〇 氏名		
選任の事由	人事異動のため		
(死亡・解任)年月日	令和〇〇年 〇〇月〇〇日	※備考	
公害防止主任管理者 〔公害防止主任管 理者の代理者〕	職名 環境管理部長 〇〇 〇〇 氏名		
解任の事由	人事異動のため		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

記載例

様式第三の二（第十条の二関係）

承 継 届 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉市長 熊谷 俊人 様

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇番地
届出者 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律~~第3条第3項~~（第4条第3項、~~第5条第3項~~、~~第6条第2項~~において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継したので、同法6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場	※整理番号	
特定工場の所在地	千葉市〇〇区 〇〇町〇番地	※受理年月日	
承継の年月日	令和〇〇年 〇〇月〇〇日	※特定工場の番号	
被承継者	氏名又は職名 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	※備考	
	住所 〇〇県〇〇市〇〇 区〇〇町〇番地		
承継の原因	合併のため		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。